

秋田県公報

目 次

人事委員会規則	〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	1
人事委員会規則七	一(給料等の支給)の一部を改正する規則	4
人事委員会規則七	二(給料の調整額)の一部を改正する規則	5
人事委員会規則七	三(管理職手当)の一部を改正する規則	6
人事委員会規則七	九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則	10
人事委員会規則七	三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則	11
人事委員会規則七	三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	11
人事委員会規則七	三五(産業教育手当)の一部を改正する規則	12
人事委員会規則七	四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則	12
人事委員会規則七	四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則	12
人事委員会規則七	六一(住居手当)の一部を改正する規則	13
人事委員会規則七	六二(特勤手当等)の一部を改正する規則	13
人事委員会規則七	七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則	13
人事委員会規則八	六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則	15
人事委員会規則九	三(職務に専念する義務の特例)の一部を改正する規則	15
人事委員会規則九	九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	15
人事委員会規則一〇	〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	15
人事委員会規則一一	一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	15
人事委員会規則一二	二(職員団体の登録)の一部を改正する規則	15

人事委員会規則

人事委員会細則
 人事委員会細則八 三 一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則
 規則七 〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。
 第十一條第一項第一号中「リ」とし、「チ」を「リ」とし、「ト」を「チ」とし、「ヘ」を「ト」とし、ホの次に次のように加える。

ハ 教育職給料表(三)の職務の級三級及び四級
 第十一條第二項中「一」を「一、二」に改める。
 第二十三條第七項及び第二十四條第四項中「教育職給料表(一)」の下に「又は教育職給料表(三)」を、「備考2」の下に「又は八の備考2」を加える。
 第三十九條第四号の三中「第二十條の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

別表第一イの表十級の項第二号中「職加給の事務回の内容及び」を「職務の内容及び」に改め、同項第五号を削り、同表十一級の項第一号中「又リ」を「リ」とし、同表第二号中「職加給の事務回の内容」を「職務の内容及び」に改め、同表第三号中「リ」を「チ」に改め、同項に次の一号を加える。
 4 職加給の事務回の内容及び職務の内容に関する困難な業務を所掌する職務

別表第一リを同表又とし、同表チの表一級の項第五号中「職加給の事務」を「職加給の事務」に改め、同表第六号中「職加給の事務」を「職加給の事務」に改め、同表二級の項第六号中「職加給の事務」を「職加給の事務」に改め、同項第七号中「職加給の事務」を「職加給の事務」に改め、別表第一中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 教育職給料表三級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2 級	1 中学校の教諭又は養護教諭の職務 2 教育庁等の指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事、スポーツ主事、指導主事補又は社会教育主事補の職務
3 級	1 中学校の教頭の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う教育庁等の指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事又はスポーツ主事の職務
4 級	1 中学校の校長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を行う教育庁等の指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事又はスポーツ主事の職務
備考 この表において「教育庁等」とは、教育委員会の本庁、地方機関及びこれに準ずる機関をいう。	

別表第二りを同表又とし、同表予の備考以外の部分中「作業療法士」を「作業療法士」とし、「診療工」を「診療工」に改め、「作業療法士」を「作業療法士」とし、「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、同表の備考中「診療工」を「作業療法士」に改め、「作業療法士」の次に「作業療法士」を加え、「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、別表第二中予をりとし、予を予とし、予を予とし、予の次に次のように加える。

へ 教育職給料表三級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 頭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 養 指 導 社 会 教 育 主 事	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
助 養 護 教 助 教 諭 師	大 学 卒	-----	別に定める
	短 大 卒	-----	別に定める
	高 校 卒	-----	別に定める

備考

この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表二級別資格基準表の備考第 1 項の規定を準用する。

別表第六リを同表又とし、同表中の表中「作業療法士」を「作業療法士 言語聴覚士」に、「診療工シクヌ線技師」を「診療工シクヌ線技師」に、「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、別表第六中手をしとして、下を手にして、上を手にして、し、ホの次に次のように加える。

ハ 教育職給料表三初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
教 諭	博 士 課 程 修 了	2 級 12 号 給
養 護 教 諭	修 士 課 程 修 了	2 級 8 号 給
指 導 主 事	大 学 卒	2 級 5 号 給
社 会 教 育 主 事	短 大 卒	2 級 2 号 給
助 教 諭	大 学 卒	1 級 7 号 給
養 護 助 教 諭	短 大 卒	1 級 4 号 給
講 師	高 校 卒	1 級 2 号 給

備考

この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職給料表二初任給基準表の備考の規定を準用する。

別表第七教育職給料表(二)の項の次に次のように加える。

教 諭 職 給 料 表 (三)	3 級
-----------------	-----

別表第七の二教育職給料表(二)の項の次に次のように加える。

教 育 職 給 料 表 (二)	13号 給	25号 給	14号 給						
-----------------	-------	-------	-------	--	--	--	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

2 人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成八年十二月二十四日公布)の一部を次のように改正する。

附則別表第一教育職給料表(二)の項の次に次のように加える。

教 育 職 給 料 表 (二)	2 級 12 号 給	平成 8 年 4 月 1 日 から 平成 10 年 3 月 31 日 まで	2 級 11 号 給
-----------------	------------	--	------------

附則別表第三教育職給料表(二)の項の次に次のように加える。

教 諭 職 給 料 表 (三)	2 級
-----------------	-----

人事委員会規則七 一(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 一(給料等の支給)の一部を改正する規則

規則七 一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は」を「並びに」に、「必要」を「必要」に改める。

第三条中「給料」を「給料」に改める。

第五条第一項第六号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第六条中「給料」を「給料」に改める。

第七条第二項中「場合の」を削る。

第九条中「同条例」を「公益法人等派遣条例」に改める。

第十一条の見出しを「(調整手当の支給)」に改め、同条中「、必要」を「必要」に改める。

第十三条の二の見出しを「(特地勤務手当等の支給)」に改める。

第十四条中「、必要」を「必要」に改める。

第十五条の見出しを「(寒冷地手当の支給)」に改め、同条中「、必要」を「必要」に、「が定める」を「の定める」に改める。

第十六条中「、必要」を「必要」に改める。

第十七条の見出しを「(産業教育手当の支給)」に改め、同条中「、必要」を「必要」に改める。

第十八条の見出しを「(農林漁業改良普及手当の支給)」に改め、同条中「おい」を削る。

第二十条の見出し中「移動」を「異動」に改め、同条中「、支給日」を「支給日」に、「移動」を「異動」に改める。

第二十一条中「、必要」を「必要」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七 二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。
第一条中「に關し、」を「の支給に關し」に改める。

別表第一「大平療育園」の項中「、言語治療師」を削り、「作業療法士」の下に「、言語聴覚士」を加え、同表脳血管研究センターの項中「言語治療師、」を削り、「及び作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改め、同表リハビリテーション・精神医療センターの項中「、言語治療師」を削り、「及び作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

別表第二中「リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 教育職給料表三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3 級	12,300円(条例別表第四八の備考2に定める職員にあつては、12,500円)。ただし、1号給12,150円(同表八の備考2に定める職員にあつては、12,500円)
4 級	13,700円

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七 三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「に關し、」を「の支給に關し」に改める。

別表知事部局本庁の項中

次長 知事公室長 参事	課長 国際教養大 学設置準備 事務局長 室長 チームリー ダー 考査員 政策監 防災監 技術管理監
次長 知事公室長 参事	課長 知事公室長 室長 チー ダー 考査 者スポーツ 大会局長 防災 試験 策監 技術

を

監 員
ムリ

に改め、同表知事部局の項中

地域振興局	大館地区総合事務所	八郎潟基幹施設管理事務所	仙北平野農村整備事務所
-------	-----------	--------------	-------------

監
研究対
管理監

局長	部長	次長 上席主幹	課長 主幹 出納室長	主席専門員	主任専門員
		所長		所長	
			所長		
		所長		主任専門員	
					所長

を

ダム管理事務所(協和 ダム管理事務所及び大 松川ダム管理事務所を 除く。)	ダム管理事務所(協和 ダム管理事務所及び大 松川ダム管理事務所に 限る。)
--	--

課長 主幹 出納室長		所長 主幹		課長 主幹 出納室長	
主席専門員	所長			主席専門員	
主任専門員	主任専門員	主任専門員		主任専門員	

に改め、同表知事部局東京事務所の項中

ダム管理事務所	八郎潟基幹施設管理事務所	地域振興局(秋田地域振興局に限る。)	ダム管理事務所	仙北平野農村整備事務所	大館地区総合事務所	地域振興局(秋田地域振興局を除く。)
		局長				
						局長
		部長				部長
		次長 首席主幹			所長	次長 首席主幹

院の部長 務部次長	究局の部 主任研究員	科長 薬局長	主幹 総看護師長
--------------	---------------	-----------	-------------

に改め、同表知事部局環境センターの項中

局長	部長	主任研究員	総看護師長
事務局長次長	科長	科長	
薬局長			

を

所長	副研究局長	研究局長	副病院長	副病院長	事務部長	病院長

に改め、同表知事部局脳血管研究センターの項中

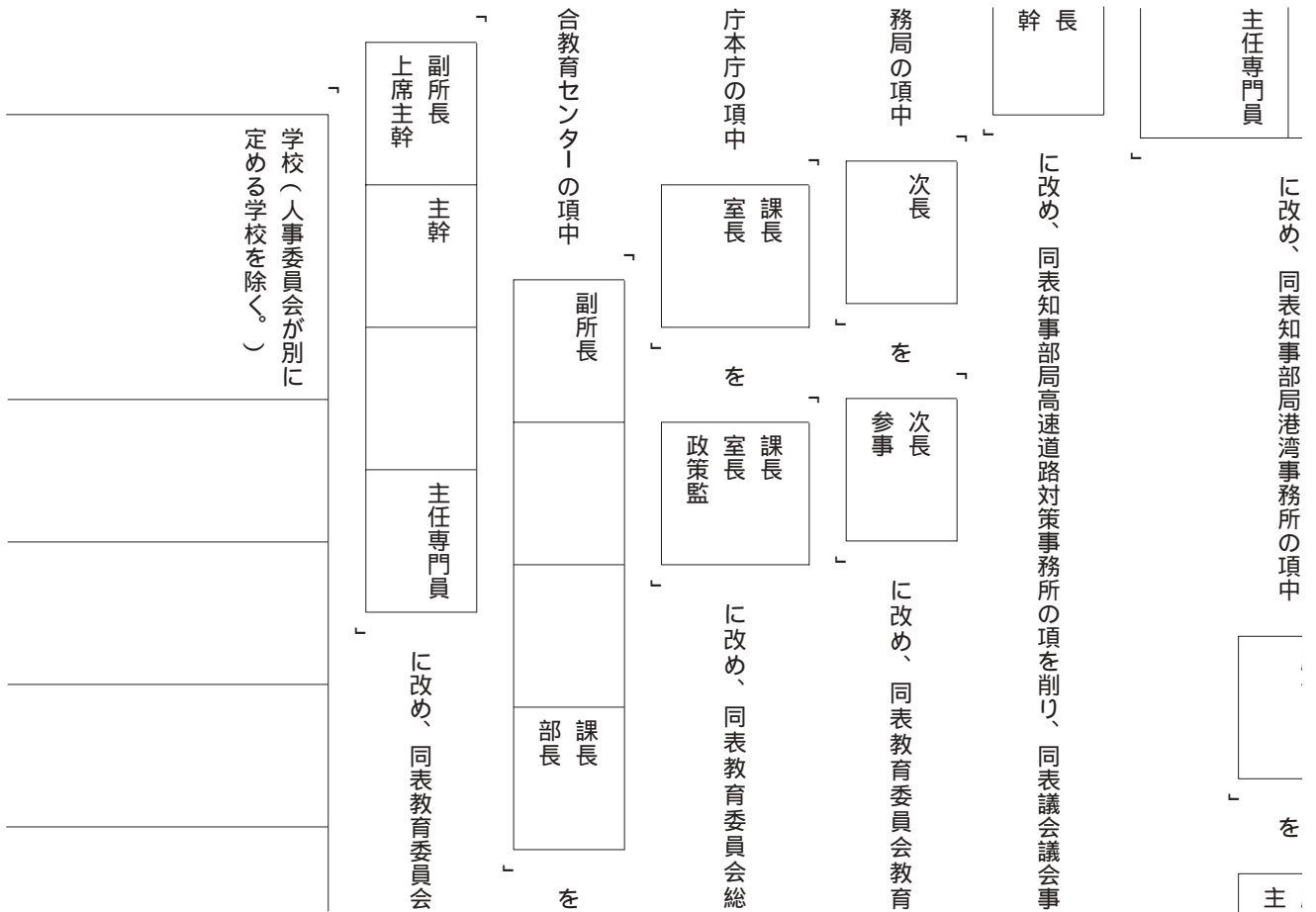
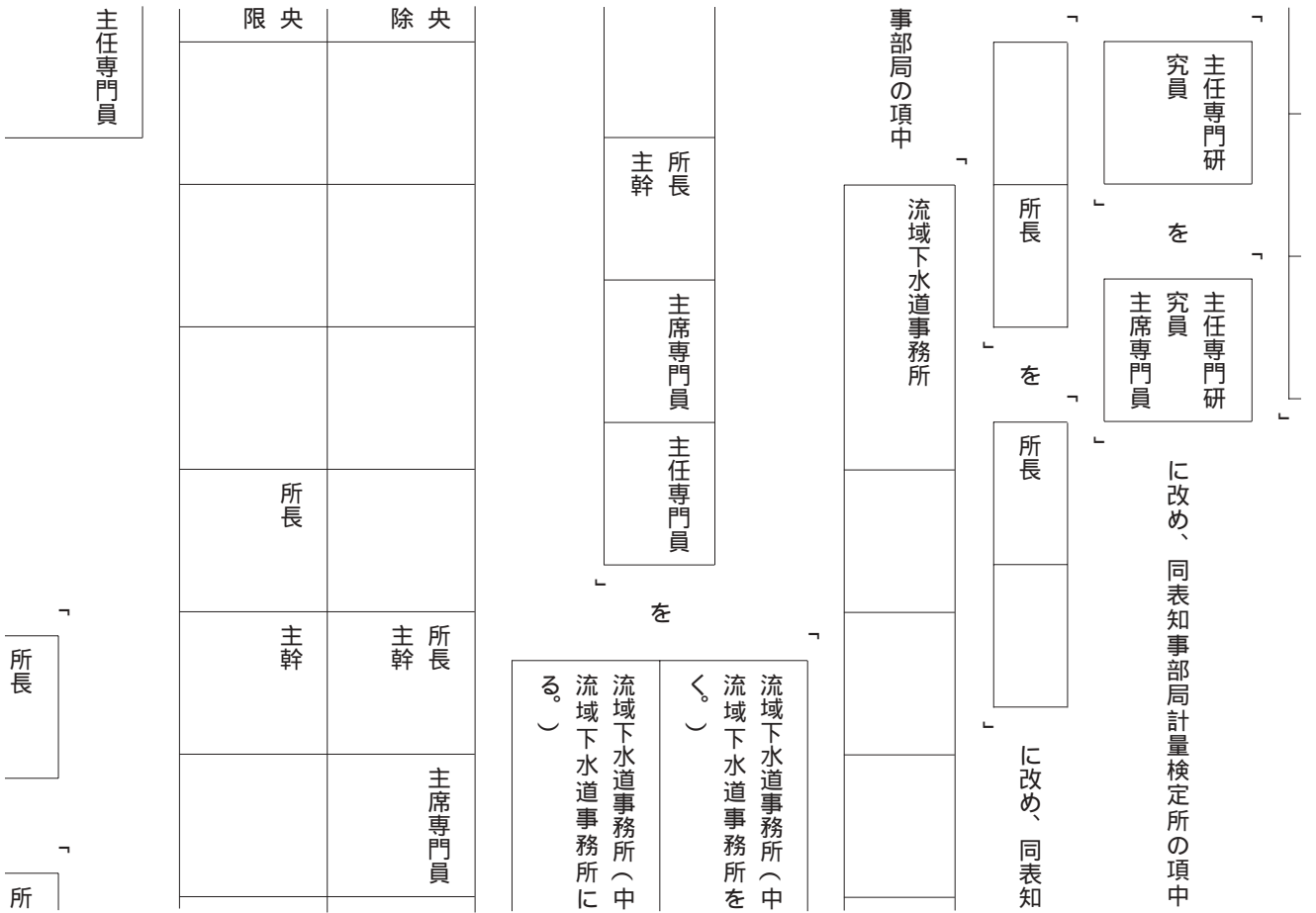
所長	副研究局長	副病院長	研究局長	副病院長	事務局長
----	-------	------	------	------	------

障害者相談センターの項中

所長	次長	所長	主幹
----	----	----	----

に改め、同表知事部局

次長	所長	主任専門員
を		
に改め、同表知事部局保健所の項中		
所		



				の項中 学校（人事委員会が別に定める学校に限る。）	
		校長（人事委員会が別に定める校長にあつては、割合が百分の十 六） 主幹	校長（人事委員会が別に定める校長にあつては、割合が百分の十六 又は百分の十四）		
		教頭（人事委員会が別に定める教頭にあつては、割合が百分の十 二） 事務長	教頭（人事委員会が別に定める教頭にあつては、割合が百分の十 二） 事務長		
	を				
	中学校	高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（人事委員会が別に定める学校に限る。）	高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（人事委員会が別に定める学校を除く。）		
校長（人事委員会が別に定める校					
教頭（人事委員会に定め					

人事 が別 る教 つて 合が 十二	人事 が別 る教 つて 合が 十二	に改め、同表警察警察本部の項中			
			部長 首席監察官 首席参事官 運転免許センター長 参事官	課長 機動隊長 交通機動隊長 長 高速道路交通警察隊長 科学捜査研究所長 主席調査官 監察官 留置管理官 免許監理官	調査官 交通聴聞官 刑事指導官 交通管制官 刑事調査官 機動捜査隊長
			校長 主幹 六） 百分の十 は、割合が 長にあつて に定める校 委員会が別 校長（人事 委員会が別 に定める校 長にあつて は、割合が 百分の十 六） 主幹	校長 教頭	長にあつては、割合が百分の十六 又は百分の十四） 頭にあは、割合が百分の十 二） 事務長

部長	課長	調査官
首席監察官	機動捜査隊	交通聴聞官
首席参事官	長	刑事指導官
参事官	科学捜査研	交通管制官
運転免許セ	究所長	刑事調査官
ンター長	交通機動隊	
	長	
	高速道路交	
	通警察隊長	
	機動隊長	
	主席調査官	
	監察官	
	留置管理官	
	免許監理官	

を

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規則七 三(管理職手当) 別表警察の項の規定は、平成十六年三月二十四日から適用する。

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

規則七 九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二条第二号に次のように加える。

二 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員

のうち人事委員会の定める者

第二条第三号八中「イ及びロ」を「イから八までに掲げる者」に改め、同号八を同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

八 特定地方独立行政法人の職員(前号二に掲げる者を除く。)

第五条第二項第三号イ中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

- 一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者(常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間
- イ 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の適用を受ける職員
- ロ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員

八 特定地方独立行政法人の職員のうち人事委員会の定める者

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者(常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員その他これに相当する者に限る。)が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 国又は他の地方公共団体の職員(前号ロに掲げる職員を除く。)

ロ 退職派遣者

八 特定地方独立行政法人の職員(前号八に掲げる者を除く。)

二 イから八までに掲げる者に準ずる者として人事委員会が認める者

第六条第二項中「前項第三号から第五号まで」を「前項第二号」に、「第五条第一項」を「同項」に改める。

第六条の二第二項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号イから八まで及び同項第二号イから二まで」に改める。

第六条の五第一号中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第八条第一項第三号八中「イ及びロ」を「イから八までに掲げる者」に改め、同号八を同号二とし、同号ロの次に次のように加える。

八 特定地方独立行政法人の職員(第二条第二号二に掲げる者を除く。)

第九条中「に規定する」を「の規則で定める」に改め、「」に「の下に」第十三条に規定する職員の」を加える。

別表第一中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(三)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(三)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(三)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(三)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改める。

別表第一中「教育職給料表(三)」を「教育職給料表(三)」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則

規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。
第二条第五号中「第二十條の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則
規則七 三三(給料表の適用範囲)の一部を次のように改正する。

第三条中「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(」を削り、「に限る」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条の二第一項第一号中「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校」及び「(常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)(、寄宿舎指導員」を削り、同項第四号中「市町村課国体準備室」を「国体・障害者スポーツ大会局」に、「第二号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「含む」の下に「。以下同じ」を、「受けていた職員」の下に「(人事委員会が定める職員を除く。)(」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 盲学校、聾学校又は養護学校で高等部又は同部専攻科が設置されているものに勤務する校長及び教頭、これらの学校の高等部又は同部専攻科に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びにこれらの学校の高等部又は同部専攻科の教科を担当する次条第一項第二号に掲げる者(人事委員会が定める者に限る。)

三 県立の中学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの(人事委員会が定める者に限る。)

第三条の二第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条の次に次の

一条を加える。

(教育職給料表(三)の適用範囲)

第三条の三 教育職給料表(三)は、次の各号に掲げる職員に適用する。ただし、第一号及び第二号に掲げる職員のうち、教育職給料表(二)の適用を受ける者を除く。

一 県立の中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師

二 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び寄宿舎指導員

三 教育庁、総合教育センター、図書館、青少年交流センター、生涯学習センター、子ども博物館、少年自然の家、近代美術館、博物館、農業科学館又は埋蔵文化財センターに勤務する指導主事、社会教育主事、管理主事、学芸主事、スポーツ主事、指導主事補及び社会教育主事補(教育職給料表(三)の適用を受けていた職員から引き続き当該職員となつた者及び人事委員会がこれに準ずると認める者に限る。)

四 国体・障害者スポーツ大会局、子育て支援課、県民文化政策課、環境政策課環境あきたアクションチーム、建設交通政策課、公文書館又は総合生活文化会館に勤務する職員で人事委員会が前号に掲げる職員に準ずると認めるもの

2 教育職給料表(三)の備考2の規則で定める職員は、前項第一号及び第二号に掲げる者のうちその職務の級が三級である者とする。

3 第一項の職員のうち同項第二号に掲げる者については、同項の規定にかかわらず、当分の間、教育職給料表(二)を適用する。この場合において、その職務の級が三級である者は、同表の備考2の規則で定める職員とする。

第六条中「診療工ツクス線技師」を「診療工ツクス線技師」に改め、「言語治療師」を削り、「作業療法士」の下に「言語聴覚士」を加え、「あん摩マツサージ指圧師」を「あん摩マツサージ指圧師」に改める。

附則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日においてこの規則による改正前の規則七 三三(給料表の適用範囲) 第三条の二第一項第二号(人事委員会)がこれに準ずると認める者に係る部分に限る。)(又は第四号に掲げる者に該当して同項の規定により教育職給料表(二)が適用されていた職員であつて施行日以後も引き続き同一の機関に勤務し、かつ、同一の職を占める者(人事委員会がこれに準ずると認める者を含む。)(については、この規則による改正後の規則七 三三(給料表の適用範囲) 第三条の二第一項第四号及び第六号の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間、同表を適用する。

人事委員会規則七 三五(産業教育手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三五(産業教育手当)の一部を改正する規則

規則七 三五(産業教育手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「に關し、」を「の支給に關し」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(支給の範囲)

第二条 教員に係る条例第二十三条の三第一項の規則で定める職員は、次のいずれにも該当する者とする。

一 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の二分の一以上の者

二 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条から第五条まで及び第八条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)の時間数の二分の一以上の者

2 実習助手に係る条例第二十三条の三第一項の規則で定める職員は、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助けて行う次の各号に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の正規の勤務時間の時間数の二分の一以上の者とする。

一 実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理

二 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

(産業教育手当の月額)

第三条 産業教育手当の月額は、給料月額に百分の十(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、百分の六)を乗じて得た額(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第四条の前の見出し並びに同条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を改正する規則

規則七 四二(定時制通信教育手当)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「条例第二十三条の二第一項」を「一般職の給与に關する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「条例」という。)第二十三条の二第二項」に、「人事委員会規則」を「規則」に改め、同条を第一条とする。

第三条第三号中「のため条例第十四条の規定に基づいて勤務しないことにつき承認のあつた」を「により、承認を得て勤務しなかつた」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二第二項」に改め、同条を第三条とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

規則七 四六(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第二条中「に勤務する職員(庶務を担当する職員を除く。)」を削る。

第九条第一項の表中「、港湾事務所並びに高速道路対策事務所」を「並びに港湾事務所」に改める。

第十二条中「海洋技術高等学校」を「男鹿海洋高等学校」に改める。

第十三条第一項中「、砂子沢ダム建設事務所及び高速道路対策事務所」を「及び砂子沢ダム建設事務所」に改める。

第十四条の二第一項中「公署は」の下に「、由利地域振興局建設部河川砂防課」を加え、同条第二項第二号中「砂子沢ダム建設事務所」を「由利地域振興局建設部河川砂防課又は砂子沢ダム建設事務所」に改める。

第十七条の表中高等学校の項の次に次のように加える。

一 教務主任

中 学 校	二 六学級以上の学校の研究主任及び進路指導主事 三 三学級以上の学校の生徒指導主事 四 三学級以上の学年の学年主任
-------	---

別表ダム管理・建設業務手当の項中「砂子沢ダム建設事務所」を「由利地域振興局建設部河川砂防課又は砂子沢ダム建設事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六一(住居手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六一(住居手当)の一部を改正する規則

規則七 六一(住居手当)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第二号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第三号中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七 六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第一条中「に關し、」を「の支給に關し」に改める。

別表第一の一級地の項中「雄勝郡羽後町田代字禁九一の三」を「雄勝郡羽後町田代字畑中七五の五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の規則七 六二(特地勤務手当等)の規定は、平成十六年一月三十日から適用する。

人事委員会規則七 七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 七五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則

規則七 七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(支給の範囲)」に改め、同条中「条例第二十三条の三の四第三項の教育職員は、」を「義務教育等教員特別手当は、県立の中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する」に改め、「とする」を「(以下これらを「教育職員」という。)に対し支給する」に改める。

第三条を次のように改める。

(権衡職員)

第三条 県立の高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

第四条第一号中「前条」を「第二条」に、「高等学校又は盲学校、聾学校若しくは

養護学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務するもの(次号及び第三号に掲げる職員を除く。）」を「教育職給料表(三)の適用を受けるもの」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条第四号中「別表」を「別表第二」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「別表」を「別表第二」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「条例第二十三条の二の規定による、」(以下「定時制通信教育手当」という。)(、「条例第二十三条の三の規定による」及び「(以下「産業教育手当」という。)(」を削り、「別表」を「別表第二」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 前二条に規定する職員で教育職給料表(二)の適用を受けるもの(次号から第五号

までに掲げる職員を除く。）」その者の属する職務の級及びその者の受ける号給

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第四条関係)

教育職給料表三の適用を受ける者

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1			9,400	15,000
	2	5,000	5,400	9,800	15,400
	3	5,200	5,700	10,700	15,800
	4	5,400	6,000	11,100	16,300
	5	5,600	6,300	11,500	16,700
	6	5,900	6,600	12,400	17,100
	7	6,200	7,000	12,800	17,500
	8	6,500	7,300	13,200	17,900
	9	6,800	7,600	13,600	18,300
	10	7,100	7,900	14,000	18,700
	11	7,400	8,300	14,400	19,000
	12	7,700	8,900	14,800	19,400
	13	8,000	9,300	15,100	19,600
	14	8,300	9,700	15,500	19,900
	15	8,600	10,500	15,900	20,200
	16	8,800	10,900	16,300	
	17	9,100	11,300	16,700	
	18	9,400	12,100	17,100	
	19	9,700	12,500	17,400	
	20	9,900	12,900	17,700	
	21	10,200	13,300	18,000	
	22	10,400	13,700	18,300	
	23	10,600	14,000	18,500	
	24	10,800	14,400	18,700	
	25	11,000	14,700	18,900	
	26	11,200	15,000	19,100	
	27	11,400	15,400		
	28	11,500	15,700		
	29	11,600	16,000		
	30	11,700	16,300		
	31	11,900	16,500		
	32	12,000	16,800		
	33	12,100	17,000		
	34		17,200		
	35		17,400		
	36		17,600		
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八 六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。
第七条の三中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改める。

附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 三（職務に専念する義務の特例）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 三（職務に専念する義務の特例）の一部を改正する規則

規則九 三（職務に専念する義務の特例）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二条第四号」を「第二条第三号」に改める。
第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第七号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

規則九 九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。
第四条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項の職員」を「第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職

に属する地方公務員」に改める。

別表中「秋田県農業会議」を「秋田県農業会議
学校法人秋田経済法科大学」に、「公立学校共済組合」を「公立学校共済組合
公立大学法人国際教養大学」に改める。
附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削り、「法第五十二条第三項ただし書」を「同条第三項ただし書」に改める。
附 則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条の五第三項」を削り、「法第五十二条第三項ただし書」を「同条第三項ただし書」に改める。
別表第一の備考2中「第百五十八条第七項」を「第百五十八条第一項」に改め、「条例により」を削り、「組織」を「内部組織」に改める。
附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一二（職員団体の登録）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一二(職員団体の登録)の一部を改正する規則

規則一一二(職員団体の登録)の一部を次のように改正する。

第一条中「および地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といづ。)」を「及び法」に改める。

第二条第二項中「規約作成または」を「規約の作成又は」に改める。

第三条第一項中「第四条第一項」を「第四条第二項」に改め、同条第二項中「または」を「又は」に改める。

第一号様式中「秋田県人事委員会委員長殿」を「秋田県人事委員会委員長 様」に改め、「団体名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

改め、「団体名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

「団体名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

「^㉑」を「記入すること」を「記入してください」に改め、「のみ必要

なものとする」を「記入してください」に改め、同様式の注中「および」を「及び」に「ならびに」を「並びに」に「提出すること」を「提出してください」に改める。

第二号様式中「証明者役職 および氏名」を「証明者役職氏名」に改め、同様式の注一中「または」を「又は」に「すること」を「して」に「同じ」を「も同じです」に改め、同様式の注二中「添付すること」を「添付してください」に改める。

第三号様式中「証明者役職 および氏名」を「証明者役職氏名」に改める。

第四号様式中「第21条の4第1項」を「第29条第1項」に「または」を「又は」に改め、同様式の注中「必要なものとする」を「提出してください」に改める。

第五号様式の注以外の部分中「秋田県人事委員会委員長殿」を「秋田県人事委員会委員長 様」に改め、「団体名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

「代表者役職氏名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

注中「および」を「及び」に「または」を「又は」に「提出すること」を「提出してください」に改める。

第六号様式中「秋田県人事委員会委員長殿」を「秋田県人事委員会委員長 様」に改め、「団体名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

「代表者役職氏名」を「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

「^㉑」を「^㉒」を「^㉓」を

に改め、同様式の注中「補正すること」を「補正して」に改める。
附則
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会細則

人事委員会細則八 三 一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する細則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

秋田県人事委員会事務局長 吉田 昌弘

人事委員会細則八 三 一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を改正する

細則

細則八 三 一(失業者の退職手当の支給手続)の一部を次のように改正する。

別記様式第七(表面)中「第5条」を「第13条」に、「第15条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附則
この細則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
十九	上	十二	法第二十八条の四第一項	(法第二十八条の四第一項

平成十四年三月二十九日(号外第三号)掲載の人事委員会規則(人事委員会規則八六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則)(印刷誤り)

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印刷所
印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁雄